明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件（総務一七四）　一
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・懲戒の処分・公示送達、型式部材等製造者の認証関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○**総務省告示第百七十四号**

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

なお、昭和六十二年郵政省告示第七十四号（情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程）は、廃止する。

平成二十七年四月二十三日

総務大臣　山本　早苗

第2の3中「又は第2項」及び「設置して電気通信役務の提供をする」を削り、「情報通信ネットワーク」を「もの」に改め、同第2中7を8とし、6を7とし、同第2の5中「設置する情報通信ネットワーク」を「設置するもの」に改め、同5を同第2の6とし、同第2の4中「電気通信回線設備用ネットワーク」の次に「及び特定回線非設置事業用ネットワーク」を加え、同4を同第2の5とし、同第2の3の次に次のように加える。

4　「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第2項又は第4項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。

別表第1　設備等基準

項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営通信ネットワーク	ユーザネットワーク
第1．設備基準						
1．一般基準						
(1)　通信センターの分散	ア　当該センターが収容する設備の損壊若しくは故障（以下「故障等」という。）が情報通信ネットワークの機能に重大な支障を及ぼす通信センター（以下「重要な通信センター」という。）は、地域的に分散して設置すること。	◎＊	◎＊	○	○	○
	イ　重要な通信センターについては、他の通信センターでバックアップできる機能を設けること。	○	○	○	○	○